

全国レガシーギフト協会の概要と レガシーサポーター・レガシーパートナー制度のご案内

2019年7月11日現在

私たちは、人生の集大成としての社会貢献である、遺贈寄付（遺言による寄付、相続財産からの寄付、信託による寄付等）が寄付者本人の望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来資産となり世代を超えて継承される社会を実現することを目指しています。

現在、全国各地に15の「いぞう寄付の窓口」を開設し、中立的相談を行うとともに、遺贈寄付の普及啓発、専門家やNPOなどの人材育成、政策提言などを行っています。



<https://izoukifu.jp/>

協会代表挨拶

近年の相続・遺言や終活などへの関心の高まりや、社会貢献意識の高まりから遺贈寄付をされる方が年々増加している状況です。少子高齢化、教育、職業、地域の過疎化など課題先進国である日本にとって、**課題解決の促進のために遺贈寄付が進むことは、とても重要なこと**であると思います。

私は、**遺贈寄付は、「人生の最後の意思決定」の尊重**ともいうべき、大変重要なテーマが含まれている行為だと思います。しかし、現状では、遺贈寄付に関心を持ったとしても、寄付先がわからなかったり、信頼できる相談先がない、具体的な方法がわからない、といった寄付に踏み出せない状況もあります。また、受け手側の団体も、**しっかり想いを受け止め、きちんと活かす準備も必要**です。

遺贈寄付を希望する人の多くが、その「人生の集大成のひとつとしての社会貢献」を実現させるために安心して相談できる仕組みであり、受け手の団体の倫理観を育む全国レガシーギフト協会の取組みを通じて、**全国に新しい善意の循環を生み出し、豊かな社会を創造するために価値のあるものにしていきたいと考えております。**



堀田 力 弁護士 / 全国レガシーギフト協会理事長

全国レガシーギフト協会の取り組み

遺贈寄付を広げる



遺贈寄付ポータルサイトの運営

中立・安心の相談窓口を提供する

全国15ヶ所の相談窓口を展開



遺贈寄付を理解する人を育てる



日本初の遺贈寄付啓発本（幻冬舎）出版や各種TV、雑誌での特集



遺贈寄付啓発ビデオの作成



士業、NPOの遺贈寄付研修の全国展開

レガシーサポーター・レガシーパートナー制度について

私たちは、遺贈寄付が進む社会を一緒に創造するパートナーとして、レガシーパートナー・サポーターの法人・個人を募集いたします。ぜひ、一緒に遺贈寄付が進む社会を実現しましょう。

レガシーサポーターやレガシーパートナーの皆様には、以下のような会員メニューを検討しております。

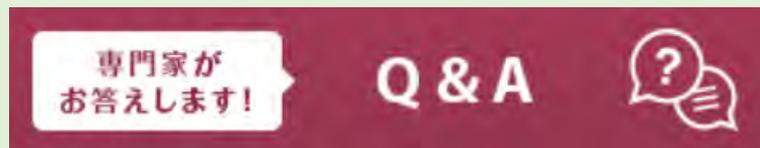
(メニューは、カテゴリーにより適用されない場合もありますので、ご確認ください)

研修会・遺贈寄付サロンの割引



※会員種別により割引率が異なります。

遺贈寄付に精通した専門家による メール質問サービス



年6回程度の遺贈寄付に関するメール相談を受け付けます（追加調査が必要のないものに限りです）。また個別案件の税務・法律相談は含まれません。

(カテゴリーによって対象とならないことがあります)

遺贈寄付に関する 会員限定SNSコミュニティ



受贈団体（NPOなど）が対象です。

小冊子の無料配布



遺贈寄付が分かりやすくまとまっている小冊子を数量限定で無料で配布します。

※会員メニューは現時点のもので、今後改善のために変更の可能性があります

会費・会員メニュー：レガシーサポーター

全国レガシーギフト協会では、レガシーサポーターとレガシーパートナーを募集します。
レガシーサポーターは私たちと一緒に遺贈寄付の普及や促進を応援して下さる皆様への制度です。

	レガシーサポーター (個人賛同会員)
年会費	12,000円 (1,000円 x 12ヶ月のマンスリーサポーター制)
研修会の受講割引	20%割引
サロンの割引	1,000円引き
FBコミュニティ	○
メール質問サービス	×
小冊子	年間20冊まで無料配布

会費・会員メニュー：レガシーパートナー（非営利法人）

レガシーパートナー（非営利法人（受遺団体向け））は遺贈寄付に取り組んでおり、寄付者の思いの実現のために更なる受入れ体制や相談の質の向上や、一緒に遺贈寄付のエコシステムを作り、育てて下さる皆様への制度です。

	レガシーパートナー （法人賛同会員－非営利法人（受遺団体向け））	
	レガシーパートナー	アドバンストレガシーパートナー
年会費	30,000円	100,000円
研修会の受講割引	1団体につき3名まで20%割引	1団体につき3名まで50%割引
サロンの割引	1,000円引き	1,000円引き
FBコミュニティ	○	○
メール質問サービス	×	○
小冊子	年間50冊まで無料配布	年間100冊まで無料配布

会費・会員メニュー：レガシーパートナー（その他の法人）

レガシーパートナー（その他の法人：サービス提供者等）は遺贈寄付の普及や促進を目的に様々なサービスを提供し、より寄付者や受遺団体にとって遺贈寄付が身近なものとなり、遺贈寄付が進む社会を一緒に作って下さる、育てて下さる皆様への制度です。「その他の法人」には、営利法人のほか、非営利法人であっても、サービス提供事業者が含まれます。個別にご相談ください。

	レガシーパートナー (法人賛同会員：サービス提供者等)	
	レガシーパートナー	アドバンストレガシーパートナー
年会費	100,000円	200,000円
研修会の受講割引	1団体につき3名まで50%割引	1団体につき3名まで50%割引
サロンの割引	1,000円引き	1,000円引き
広告	×	○(広告機会あり)
メール質問サービス	○	○
小冊子	年間100冊まで無料配布	年間100冊まで無料配布

会員制度に関する留意事項

- 全国レガシーギフト協会の会員制度は、協会と一緒に日本社会における遺贈寄付の推進を目指し、寄付者の思いや最期の社会貢献の実現のために、より良いシステムづくりを一緒に作って下さるサポーターやパートナーの皆様に向けての制度です。パートナーやサポート団体の皆様は会員になられることで、寄付先として優先的に紹介をされる等の目的ではございません。
- レガシーサポーター・レガシーパートナーは、協会の定款上、議決権の無い賛同会員となります。
- レガシーサポーター・レガシーパートナーになって下さった個人・団体の皆様で、希望される方はサポーター・パートナーとして当協会のウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本パワーポイント資料は、会員制度の概要を分かりやすくするために簡素化して説明したものです。具体的内容は会員規約等の内容をご参照ください。

お問い合わせ先

【東京事務所】

〒105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル7F
日本ファンドレイジング協会内 TEL : 03-6402-5610

【岡山事務所】

〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64上之町ビル3階
岡山NPOセンター内 TEL : 086-224-0995

Email: info@izoukifu.jp

ホームページ : <https://izoukifu.jp/>



各位

令和元年7月11日
一般社団法人 全国レガシーギフト協会

レガシーパートナー・サポーターへの参加のお願い
～人生の集大成の社会貢献が、最適に広がる社会を目指して～

私たちは、人生の集大成の社会貢献である、遺贈寄付（遺言による寄付、相続財産による寄付、信託による寄付）を誰もが安心して最適な形で選択できる社会を実現することを目的に活動しています。

社会における遺贈寄付への関心は高まり、21%の人が遺贈寄付に関心を持っていますが、実際に行動に移している人は0.1%もいません。この「人生の集大成の社会貢献」を日本の新たな寄付文化として定着させ、健全に発展させていくためには、行政、企業、NPO、大学などのすべての組織や弁護士、税理士などの専門家が協力して、ひとつひとつの組織の利害を超えて、全体として遺贈寄付への認知を広め、遺贈寄付希望者や家族に向き合っていくことが大切です。

私たちは2016年の発足以降、全国16ヶ所の無料・中立の相談窓口を設け、メディアや出版、啓発ビデオや冊子の政策、税制改善などの政策提言、士業向け研修などを通じて、日本社会全体として遺贈寄付が進むためのエコシステム形成を目指して活動して参りました。この2年半で大枠の仕組みや体制、関係者のネットワークや研修等、遺贈寄付の普及と啓発のための基盤作りに注力し、成果が見え始めています。

2019年度から、私たちは、「セカンドステージ」のチャレンジを始めます。

遺贈寄付が進む社会が日本の未来にとって必要だと信じる様々な法人・個人の皆様とパートナーとなり、一緒に力をあわせて日本社会にムーブメントを生み出していきたいと思えます。

「人生の集大成の社会貢献」がすべての人にとって、あたりまえの選択肢のひとつとなる時代を創ります。その取り組みの一環として、レガシーアンバサダーとして各方面の著名人の方に啓発のリーダーシップをとっていただくとともに、各法人の皆様にはレガシーパートナーとして、個人の皆様にはレガシーサポーターとして、この活動にご参画いただき、日本に新しく健全な遺贈寄付社会をともに創っていきたく考えています。

ご賛同頂いた法人、個人の皆様とは、遺贈寄付サロンや会員向けメーリングリストによる情報提供、メール相談、講師派遣、遺贈推進のための共同プロモーションなどの各種取り組みを通じて、遺贈寄付の実務に対する知識経験や遺贈推進のアクションを共有できる体制を構築してまいりたいと考えております。なにとぞご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先：全国レガシーギフト協会 東京事務所 03-6402-5610 【info@izoukifu.jp】

全国レガシーギフト協会
レガシーパートナー・サポーター会員制度について

1 目的

遺贈寄付が進む社会を創るために、ともに行動する団体や個人をレガシーパートナー、レガシーサポーターとして参加を募るものです。

2 想定する法人・団体の例

(1) 受遺者団体

遺贈寄付に取り組んでいる、または、取り組む意思・関心があり、さらなる成果や質の向上を目指したい団体（NPO 法人、一般財団法人等）で、共に遺贈寄付の普及啓発やエコシステムを作り、育てる意欲のある団体

(2) 遺贈寄付の普及を応援したい個人

遺贈寄付の普及や促進を応援したい個人

(3) 遺贈寄付に関するサービス提供事業者

信託、ウェルスマネジメントなどの金融サービス、相続の情報提供や不動産の調査代行・時価査定、寄付相談対応の代行（コールセンター、訪問代行など）、寄付の広報ツールの制作・発送代行、遺贈寄付に関連する可能性のある事業を行う法人

3 レガシーパートナー・サポーターの位置付け

議決権のない賛同会員（1年更新制）

※全国レガシーギフト協会の定款第5条（2）に基づく

第5条（2）この法人の事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

4 特典

レガシーパートナー・レガシーサポーターの特典は、次頁の表のとおり。

(別表) レガシーパートナー・サポーターの特典

	レガシーサポーター	レガシーパートナー			
年会費	個人会員	非営利法人 (受遺者団体)		その他の法人 (サービス提供事業者等) ※1	
	12,000 円 (1,000 円×12 ヶ月)	30,000 円	100,000 円 (アドバンスト パートナー)	100,000 円	200,000 円 (アドバンストパ ートナー)
研修会の受講料割引	○ (主催研修について、 1 団体あたり 3 名まで 20%割引)	○ (主催研修につ いて、1 団体あ たり 3 名まで 20%割引)	○ (主催研修につ いて、1 団体あ たり 3 名まで 50%割引)	○ (主催研修につ いて、1 団体あ たり 3 名まで 50%割引)	○ (主催研修につ いて、1 団体あ たり 3 名まで 50%割 引)
サロンの割引	○ (1,000 円 off)	○ (1,000 円 off)	○ (1,000 円 off)	○ (1,000 円 off)	○ (1,000 円 off)
FB グループ	○ ※2	○ ※2	○ ※2	—	—
広告	—	—	—	—	可 ※3
メール質問	×	×	○ ※4	○ ※4	○ ※4
小冊子	×	○ (年間 50 部まで 無料)	○ (年間 100 部ま で無料)	○ (年間 100 部ま で無料)	○ (年間 100 部まで 無料)

※1 「その他の法人」には、営利法人のほか、非営利法人であっても、サービス提供事業者が含まれます。個別にご相談ください。

※2 全国レガシーギフト協会の役職員と正会員、個人賛同会員、受遺者団体賛同会員のみが参加できる Facebook の非公開グループを開設します（サービス提供事業者等のご参加いただけません）。管理者からグループの URL を賛同会員にお知らせして参加の申請をして頂くか、賛同会員（法人の場合は担当者）の FB アカウントを教えてください管理から招待するか、いずれか

の方法でご参加いただく予定です。各法人より3名程度。

- ※3 当協会が発行するメールマガジンにサービス等の情報を掲載することができます（年2回まで）。また、当協会が主催する研修・イベントにおいて、パンフレット等を配賦することができます（年1回まで）
- ※4 賛同会員（法人の場合はその担当者）には質問専用のメールアドレスを別途お知らせします。メール相談は年6回までとなります（遺贈寄付に関係するものに限る。）
 - ▶ 追加調査が必要でないもの（当協会のネットワーク内で有する知見や経験）を前提とし、参考情報として提供します。
 - ▶ 遺贈パンフレットのコンテンツの紹介やイレギュラーケースへのアドバイスなど、非弁行為とならないよう、NPO ファンドレイジングや実務、税制に関することを中心とします。（個別案件に関する法律相談・税務相談は対象外）。
- ※4 本特典については、会員資格の更新時期に変更になる可能性があります。
- ※5 全国レガシーギフト協会の会員制度は、協会と一緒に日本社会における遺贈寄付の推進を目指し、寄付者の思いや最期の社会貢献の実現のために、より良いシステムづくりを一緒に作って下さるサポーターやパートナーの皆様に向けての制度です。パートナーやサポート団体の皆様が会員になられることで、寄付先として優先的に紹介をされる等の目的ではありません。

レガシーサポーター・レガシーパートナーになって下さった個人・団体の皆様で、希望される方はサポーター・パートナーとして当協会のウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

※令和元年7月11日現在

全国レガシーギフト協会
レガシーパートナー・サポーター申込書

法人名・個人名	
ご担当者名 (法人のみ)	
法人種別 (○をつけて下さい)	学校法人・公益法人(一般社団財団含む)・NPO法人 社会福祉法人・株式会社・合同会社 その他()
住所	
電話番号	
メールアドレス	
種別 (口数を記載してひとつを選択してください)	<p>【非営利法人(受遺団体)】</p> <input type="checkbox"/> レガシーパートナー(法人) 1口 30,000円 () <input type="checkbox"/> アドバンストレガシーパートナー(法人) 1口 100,000円 () <p>【その他の法人】</p> <input type="checkbox"/> レガシーパートナー(法人) 1口 100,000円 () <input type="checkbox"/> アドバンストレガシーパートナー(法人) 1口 200,000円 () <p>【個人】</p> <input type="checkbox"/> レガシーサポーター(個人) 1口 12,000円 ()
メッセージ・その他	

返信先:

メール: info@izoukifu.jp 全国レガシーギフト協会 東京事務局

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル 日本ファンドレイジング協会内

全国レガシーギフト協会 東京事務局

全国レガシーギフト協会

会員規定

全国レガシーギフト協会では定款第3章に基づき、会員に関する必要な事項を定めることとする。

(会員種別)

- ・ 次の会員を置く。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、加盟団体として活動するために入会した団体（法人又は権利能力なき社団としての実質を備えた任意団体をいう。以下同様とする。）
 - (2) 賛同会員 この法人の事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体。なお、個人の賛同会員をレガシーサポーター、団体の賛同会員をレガシーパートナーと各呼称する。
- ・ 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

- ・ 正会員になろうとする者は、加盟団体2団体以上の推薦を受け、以下の申請書類を提出した上で、理事会において審査され、承認を受けなければならない。
 - 全国レガシーギフト協会入会申込書
 - 定款
 - 法人登記簿（登記事項証明書）の写し
 - 過去3年の決算資料
 - 過去3年の助成実績がわかる資料（助成を行っている場合）
 - 過去3年の年間活動がわかる資料
- ・ 賛同会員になろうとする者は、協会の定める方法により申込みを行う。

(加入期間)

- ・ 正会員の加入期間は4月1日から翌年3月31日までとする。年度途中での加入であっても3月31日までを加入期間とする。また、会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。
- ・ 賛同会員の加入期間は加入申し込みを行い会費の支払いを確認してから1年間とする。会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

(会費の負担)

- ・ 正会員は、年会費100,000円を所定の期日までに前納しなければならない。ただし、途中入会の場合の初年度会費は入会日より月割で算出した金額とする。

- ・個人の賛同会員（レガシーサポーター）は、年会費 12,000 円を一括で支払うか、継続会員として月 1,000 円ずつ支払う。
- ・団体の賛同会員（レガシーパートナー）は、当協会の定める種別に応じて、1 口あたり 30,000 円、100,000 円または 200,000 円の年会費を、希望する口数分合算して、一括で支払う。

（賛同会員の特典）

- ・賛同会員には、その種別及び負担口数に応じて、特典を提供することができる。特典の内容は常任委員会が提案し、代表理事が定める。

（任意退会）

- ・正会員および賛同会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、いかなる理由においても会費の返金をおこなわない。

（除名）

- ・正会員および賛同会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - （1）この定款その他の規則に定められた会員としての義務に違反したとき。
 - （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

- ・正会員および賛同会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - （1）会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - （2）総正会員が同意したとき。
 - （3）当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - （4）当該会員が解散したとき。

附則 この規定は令和元年 7 月 3 日から施行する。

以上